

財源確保、制度創設等に関する要望

京丹後市長 中山 泰

1 「来年度当初予算における自殺対策の恒久的基金の設置」及び「都道府県の枠を超えた取組みへの基金配分の別枠化等含めた弾力的運用」

- (1) 大綱には「6. 施策の検証・評価を行いながら、中長期的視点に立って、継続的に進める」とされている。現在、「基金」措置がされているが、臨時的な位置づけとも見え、中長期的視点で継続的に推進するためには、自治体が使える財源の安定的・恒久的な位置づけとその措置が必要不可欠。
- (2) 大綱にある「地域における先進的な取組みの全国への普及」「複数の地方公共団体による連携の取組みについても、情報の提供等適切な支援を行う」を推進するうえで、都道府県の枠を明確に仕切りながら基金配分される運営では、都道府県の枠を超えた自治体間の連携について機動的・総合的に企図し進めていくうえでは必ずしも万全でないため、このような連携支援を積極的に可能とするような制度運営を願う。

(別紙を参照)

2 自殺を防ぐ「生きる支援のための保険」(仮称)創設の検討・推進

- (1) 想像だに忍びがたい、やむを得ず保険金を当てざるをえない窮迫の事情に追い込まれたことによる自殺を防ぎ、万一そのような事情に至ったときには、生活を立て直され“生きる支援”のために支払われる社会的な保険制度の創設を真剣に検討する。
- (2) 上記制度の創設ができれば、窮迫に追い込まれた当事者のいのちを守ることを何よりの公益に、生活再建、家族の安寧、関係者へのシワ寄せ防止など多大な公益に貢献することができる。また、様々に“再挑戦”可能な社会的雰囲気づくりにも大いに寄与できる。
- (3) 現在も、小規模企業救済制度等の効果的な制度もあるが、ただ、原則、支払額規模は積立額がベースであり、保険支払い的な相当規模の支弁を受けるものではないことをはじめ、抜本的な状況改善に資する上では課題が多い。このためには、モラルハザードを防止するための厳格なで合理的、説得的な審査の基準づくりを前提に、参加の仕組み、官も含めた共同の資金拠出・運営体制づくりのあり方、など多角的、総合的に検討することが不可欠であり、有識者を含めた総合的な検討体制を強く要請する。

自殺総合対策の推進に不可欠な財源確保に関する緊急要望

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

自殺対策を推進する議員の会

昨年、我が国の自殺者数は 15 年ぶりに 3 万人を下回った。自殺が最も多かった年と比較して 6000 人以上の減少である。平成 18 年に自殺対策基本法が施行され、その翌年に策定された自殺総合対策大綱に基づいて、ここ数年、市区町村レベルでの対策が進められてきたことが、減少の背景にある。

大きな役割を果たしているのが、平成 21 年に造成された「地域自殺対策緊急強化基金（以下、基金）」だ。東京大学大学院経済学研究科の澤田康幸教授が行った「自殺対策基金の効果に関する統計分析の方法と推定結果」によれば、「自殺対策基金総額は負の値に推定されており、統計的に有意である」と結論付けている。内閣府でも、今年度設置した「自殺対策検証評価会議」において、基金の検証・評価を行っているところだと聞く。

自殺対策の最前線である市区町村にとって基金は、対策を推進するために不可欠な財源だ。「自殺のない社会づくり市区町村会（加盟 262 自治体）」が、基金の依存度（自殺対策の財源をどれだけ基金に依存しているか）についてアンケートを行ったところ、84%の自治体が「80%以上を依存している」と回答。その内の 74%は「100%」と答えた。我が国の自殺対策は、基金が下支えしているのである。

しかし、その基金が、今年度で打ち切れようとしている。自殺対策の流れを強化するために昨年、自殺総合対策大綱が改訂され、「今後は地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を図る」こととなった。その実現に必要な財源がなくなれば、対策の流れが止まるどころか、逆流を起し、再び我が国の自殺リスクを高めかねない。

平成 10 年に、それまで 2 万人台の前半で推移していた自殺者数が激増に転じた際、振り返れば、その前年に消費税が増税され、景気後退とともに倒産件数や失業者が急増し、その一方で「いのちのセーフティーネット」である自殺対策が行政的・社会的には放置され続けた。万が一にも、今後こうしたことが起きぬよう、様々な影響に万全に備える政策の一つとして「自殺対策=いのちのセーフティーネット」の充実強化が不可欠である。

「自殺対策を推進する議員の会」は、自殺総合対策の推進に極めて重要な財源確保のため以下の 2 点を強く要望する。

記

1) 来年度も「地域自殺対策緊急強化基金（今年度と同規模の 33 億円）」を継続させる

- ・自殺対策基本法の第 9 条には、「政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない」とある。

2) 再来年度以降は、自殺対策の恒久財源を確保するため当初予算において予算措置を行う

- ・大綱には「6. 施策の検証・評価を行いながら、中長期的視点に立って、継続的に進める」とあるが、「基金」を単年度ごとに更新するのだと、これができない。継続的かつ安定的な対策推進のためには、自治体が使える恒久的な財源が不可欠である。

※その際、大綱に謳われている「地域における先進的な取組の全国への普及などが必要」「複数の地方公共団体による連携の取組についても、情報の提供等適切な支援を行うこと」を後押しするため、5 つ以上の都道府県・政令市にて広域的に行われる事業に対しては、「財源（基金）」の 5%を重点配分すべきである。